第 27 回垂水市農業委員会総会会議録

農業委員会等に関する法律第 27 条第１項の規定に基づき、第 27 回垂水市農業委員会総会を開催したので、その内容を記録する。

開催日時　令和８年８月 25 日（火）　午後１時 30 分～午後２時 15 分

開催場所　垂水市市民館　２階　第一研修室

委員の出欠状況　10 名中 10 名出席

議席番号	氏　　名	出欠
1	下瀬　秀	出
2	村山　繁稔	出
3	森永　みどり	出
4	瀬角　初美	出
5	塚田　光春	出

議席番号	氏　　名	出欠
6	中条　裕二	出
7	池田　穣二	出
8	重吉　伸哉	出
9	永吉　浩幸	出
10	葛 迫　巧	出

出席した事務局職員

局　　長	西　川　了　助
次　　長	山　下　明　文
農地係長	梶　原　　剛
農地係主査	榎　園　雅　司
会計年度任用職員	農地バンク担当者１名

付　議　事　件

（１）　農地法第３条許可申請について　【決】
（２）　非農地について　【決】
（３）　農用地利用集積等促進計画案に対する意見について　【決】

議　事

議　長	［会長あいさつ］ ・耕作者への指導等の委員活動について
係　長	［諸般報告］
議　長	ただいまから、第 27 回総会を開催いたします。 出席委員は 10 名中 10 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 議事録署名委員は、３番委員、４番委員にお願いいたします。 それでは、議案第１号「農地法第３条許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第１号「農地法第３条許可申請について」ご説明申し上げます。 議案書は１ページと２ページになります。 今月の許可申請は４件でございます。 申請地を示した地図は別添の、１ページから４ページになりますのでご覧ください。 それでは説明をいたします。 １番の譲渡人は、○○県の○○さん、譲受人は、△△の△△さんで、本人の希望による、経営拡大による贈与での所有権移転となります。現地は事務局でも確認してあります。地図は１ページとなります。 ２番の譲渡人は、○○の○○さん、譲受人は、△△の△△さんで、本人の希望による、経営拡大による売買での所有権移転となります。現地は事務局でも確認してあります。地図は２ページとなります。 ３番の譲渡人は、○○府の○○さん、譲受人は、△△の△△さんで、本人の希望による、経営拡大のための売買での所有権移転となります。現地は事務局でも確認してあります。地図は３ページとなります。 ４番の譲渡人は、○○の○○さん、譲受人は△△の△△さんで、本人の希望による、経営拡大による売買での所有権移転となります。現地は事務局でも確認してあります。地図は４ページとなります。

	以上、１番から４番の譲受人について、 申請書の記載内容の確認、審査では、労働力及び機械の確保状況、並びに農作業に必要な技術を有していると判断でき、また申請地取得後は全部効率的な利用がなされる予定であり、農地法第３条第２項の各号には該当しないと思われることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上で説明を終わります。
議　長	次に、担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
委　員	１番、譲渡人、○○さん、譲受人、△△さん。 譲渡人からの希望で譲渡となりました、田でありますけども、既に耕作されており、何ら問題はないと思います。以上です。
委　員	２番、譲渡人、○○さん、譲受人、△△さん。△△さんの経営拡大による案件で、何ら問題はありません。
委　員	３番、譲渡人、○○さん。譲受人、△△さん。譲渡人の本人の希望による経営拡大ということで、何ら問題はありません。以上です。
委　員	４番。４番は先月のあっせんで成立したものであり、何ら問題ありません。
議　長	ただ今、事務局ならびに担当委員から説明がありましたが、これについて何か異議はありませんか。
議　場	［「ありません」の声あり］
議　長	異議はございませんので、議案第１号は原案のとおり決定してよろしいですか。
議　場	［「はい」の声あり］
議　長	議案第１号は原案のとおり決定しました。 次に議案第２号「非農地について」を上程いたします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第２号非農地について、説明いたします。 議案書は３ページ、４ページになります。 地図は別添の５ページ、６ページとなります。 今月は非農地証明願の提出が１件ありました。 受付番号１番 申請者は○○にお住いの○○さん、 申請地は○○字○○　○○番○　畑　○○㎡、 同じく　○○番○　畑　○○㎡、 同じく　○○番　畑　○○㎡、

	同じく　　○○番　　畑　○○㎡ の４筆で、国道から直線距離で約 2.3km の○○と○○の中間にある台地上にあり、農道と思われる道路に隣接しております。 申請人は、この農地をお父様より相続により取得しております。 お父様が生前ミカン畑として耕作されていて、亡くなられた後は申請人が３，４年管理をされていたそうですが、うまく行かず、その後荒れてしまったとのことです。 今回、親族から農地の贈与の話があり、全部効率要件との兼ね合いで相談があり、現在、山林化が進行し、今後も農地としての復活、活用が見込めないため、申請地について非農地証明願いが提出されたものです。 添付の地図、６ページをご覧ください。申請地は農道に接しておりますが、地図の下側方向に向かって傾斜しており、利便性は低いと思われます。また、委員のお二人とも、谷の底まで下りて確認しましたが、下側からも農地までの経路は確認できませんでした。 全て、農用地区域となっておりますが、少なくとも令和５年度以降の利用状況調査では、赤判定となっております。 現地調査は、事務局と委員のみで行いました。 状況としては、ただいまの説明のとおりであり、山林化が進行しており、今後も農地としての復活、活用は見込めない状況のため、非農地としての要件を満たしていると考えられます。 なお、非農地として承認された場合にも、農用地区域内であるため、農振法による制限がかかることは申請者に対して説明を行います。 以上で説明を終わります。
議　長	次に担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委　員	８月 12 日、私と７番委員と事務局４名で現地調査を行いました。 申請人は○○さんで、申請地について、現地を確認したところ、30 年前にお父様から、相続してミカン畑として当初管理をしていたが、その後管理が難しくなり、25 年以上耕作されておりません。 雑木が生い茂り、申請地一帯も２，３年前から赤判定の場所で、同様の状況でありました。原状回復の見通しも難しいと思います。以上の理由から、非農地と判断いたします。以上です。

議　長	ただ今、事務局ならびに担当委員から説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。
委　員	地図には、地図の真ん中に〇〇番とあるんですが、今回、〇〇番は申請がなかったのですか。
事務局	〇〇番は既に非農地判断がされておりまして、一帯が同様の状況となっております。
委　員	分かりました。
議　長	ほかにありませんか。
議　場	［「ありません」の声あり］
議　長	異議はございませんので、議案第２号は原案のとおり決定してよろしいですか。
議　場	［「はい」の声あり］
議　長	議案第２号は原案のとおり決定しました。 次に議案第３号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を上程します。 事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第３号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画を定めるにあたり、同法第 19 条第 3 項の規定に基づき、垂水市長より計画案に対する意見を求められておりますので、ご説明申し上げます。 議案書は５ページから７ページとなります。 今月は、利用開始日が令和８年 11 月１日付となる農地、７筆 7,533 ㎡に係る促進計画案の提出がありました。 農地の内訳は、すべて畑で、７筆 7,533 ㎡となっております。 全て公益財団法人　鹿児島県地域振興公社　理事長　長島　和広との契約となっております。 ６ページをお開きください。 ６ページは新たに契約を開始する農地です。

	１番、借り人は〇〇株式会社で、10 年間の使用貸借です。 ２番、借り人は株式会社〇〇、10 年間の賃貸借です。 ３番から５番、借り人は株式会社〇〇で、10 年間の使用貸借です。 ７ページをお開きください。耕作者変更となります。 １番、２番借り人は株式会社〇〇で、８年 11 か月の使用貸借です。 以上、これらの内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第５項の要件を満たしております。以上です。
議　長	ただ今事務局から説明がありましたが、これについて、何かご異議はありませんか。
議　場	［「ありません」の声あり］
議　長	では、異議がございませんので、議案第３号について、各委員の意見のとおり承認することとして、よろしいですか。
議　場	［「はい」の声あり］
議　長	議案第３号は、各委員の意見のとおり決定いたしました。 以上をもちまして第 27 回総会を終了いたします。

会　　長　原本確認済

署名委員　原本確認済

署名委員　原本確認済